

交対協第45号
令和8年(2026年)2月2日

交通安全山口県対策協議会
各構成機関・団体の長様

交通安全山口県対策協議会
会長 山口県知事 村岡 嗣政

令和7年度「高齢者の交通事故防止県民運動」(後期)の実施について(通知)

本県の交通安全対策の推進につきましては、平素から格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の県民運動を下記のとおり実施しますので、各地域、職域、家庭等それぞれの実情に応じた取組を実施してくださるようお願いします。

記

1 実施期間

令和8年3月9日(月)～3月15日(日)

2 主催

交通安全山口県対策協議会

3 実施要領

別添「高齢者の交通事故防止県民運動実施要綱」のとおり

交通安全山口県対策協議会事務局
(山口県環境生活部県民生活課 地域安心・安全推進班)
担当: 稲田
電話: 083-933-2619
FAX: 083-933-4169
メール: chiangyoumu@pref.yamaguchi.lg.jp

「高齢者の交通事故防止県民運動」

実施要綱

1 運動の目的

全国に先行して高齢化が進行し、今後も一層の高齢化の進行が見込まれる中、高齢者が関与する交通事故の多発が懸念される。

この運動は、高齢者を交通事故から守るため、期間中、交通安全思想と交通道徳の普及を図るとともに、県民一人一人に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、高齢者の交通事故防止を図る。

2 主 催

交通安全山口県対策協議会

3 実施期間

- 前期：令和7年11月9日（日）～11月15日（土）
- 後期：令和8年 3月9日（月）～ 3月15日（日）

4 統一行動日

«高齢者の交通安全日：「高齢者の交通事故防止」を呼びかける日»

- 前期：令和7年11月15日（土）
- 後期：令和8年 3月15日（日）

5 運動の重点

- 高齢歩行者の交通事故防止
- 高齢運転者の交通事故防止
- 高齢者の自転車安全利用の推進
- 反射材・ハイビームの活用促進

6 運動の進め方

- 構成機関・団体は、「7 主な実施事項」を参考にしてそれぞれの地域や組織の実情に応じた活動を実施するとともに、その活動の輪を広げる。
- この運動が、県民総参加の運動となるよう、各種広報媒体を活用して幅広い効果的な普及啓発活動を展開し、運動の重点と実施事項の徹底を図る。

7 主な実施事項

区分	運転者	地域・家庭	学校・職場
高齢歩行者 の交通事故 防 止	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢歩行者に対する注意 力の保持 ●確実に「止まる、確かめる」の徹底 ●高齢歩行者に対する思い やり運転の励行 ●横断歩行者とドライバー がお互いの意思疎通を図 る横断歩道ハンドサイン 運動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●早朝・薄暮時に外出する際 の白っぽい色の服装と反射 材用品等の着用の習慣化 ●高齢歩行者の保護・誘導活 動の徹底 ●横断歩行者は手上げ横断 「渡ります」の合図を行う など、横断意思を示す行動 の実践 ●周辺の危険箇所についての 家庭内での話し合い 	<ul style="list-style-type: none"> ●朝礼、各種会議等による 広報啓発活動の実施 ●高齢歩行者に対する「声 かけ」の励行 ●横断歩行者は手上げ横断 「渡ります」の合図を行う など、横断意思を示す行 動の実践の促進
高齢運転者 の交通事故 防 止	<ul style="list-style-type: none"> ●「思いやり」と「ゆずり 合い」の心を持った運転 の推進 ●高齢ドライバーの特性の 理解 ●サポカーの利用促進 ●横断歩行者に「お先にど うぞ」の合図を行い、横断 歩道は歩行者優先が運転 者への義務であることの再 認識 	<ul style="list-style-type: none"> ●「運転卒業証」制度の周知 ●家庭での免許証の自主返納 等の話し合い ●高齢ドライバー対象の講習 会等への参加勧奨 ●サポカーの利用促進 ●横断歩行者に「お先にど うぞ」の合図を行い、横断歩道 は歩行者優先が運転者への義 務であることの再認識 	<ul style="list-style-type: none"> ●参加・体験型講習会の積 極的な開催 ●交通安全学習館の利用促 進 ●サポカーの利用促進 ●横断歩行者に「お先にど うぞ」の合図を行い、横断歩道 は歩行者優先が運転者への義 務であることの再認識
高齢者 の 自転車安全 利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●ヘルメット着用の徹底 ●身体能力の低下と自転車 の特性の理解 ●交通ルールやマナーの正 しい理解と実践 ●自転車も夕暮れ時は早め 点灯の励行 ●自転車の点検整備の実践 と反射材器具の取付けの 励行 ●自転車損害賠償責任保 険等への加入 	<ul style="list-style-type: none"> ●ヘルメット着用の徹底 ●地域における交通安全指導 者の活用と連携 ●家庭での話し合い <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の危険箇所 ・正しい交通マナー ・ヘルメットの被害軽減効 果 ●自転車損害賠償責任保 険等への加入促進 ●自転車側方通過時の安全な 間隔の保持又は徐行の実 践 	<ul style="list-style-type: none"> ●ヘルメット着用の徹底 ●朝礼、社内放送等による 広報啓発活動の実施 ●自転車安全利用五則の周 知 ●自転車損害賠償責任保 険等への加入促進 ●自転車側方通過時の安全な 間隔の保持又は徐行の実 践
反射材・ハイ ビームの活 用 促 進	<ul style="list-style-type: none"> ●早めのライト点灯とハイ ビームの活用促進 ●ハイビームの効果を実感 できる体験型講習会への 参加 	<ul style="list-style-type: none"> ●外出時の白っぽい色の服装 と反射材用品等の着用促進 ●反射材用品等の視認効果を 実感できる体験型講習会の 開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●研修会、会議、朝礼等を通 じた反射材・ハイビーム 活用意識の醸成 ●反射材用品等・ハイビーム の効果を実感できる体 験型講習会の開催

機関・団体

- 街頭キャンペーン、主要交差点等での街頭指導及び啓発活動の展開
- 傘下の事業所等における早め点灯及びライト切替え（ハイビーム活用）の実践
- 広報車による街頭広報や社内・庁内放送による広報の徹底
- 道路管理者等が管理する道路交通情報提供装置（情報板等）の活用による広報の実施
- 県・市町広報紙、各機関・団体の機関紙、SNS等による広報・啓発活動の実施
- 高齢者を交通事故の危険から守る気運の醸成
- 交通安全学習館での体験学習の奨励